



日刊動労千葉

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)
電話{(鉄電) 千葉 2935・2936番
(公) 043(222) 7207番}

96.4.18 No. 4379

90年3月ストライキ支配介入地労委

勝利命令獲得

JRは命令を履行し、不当労働行為をやめろ

主 文

- 被申立人は、申立人が平成2年3月18日正午から実施したストライキに参加した申立人組合員に対する勤務の取扱いを、「否認」又は「不参」から「争議」に変更しなければならない。
- 被申立人は、平成2年7月17日付けないし23日付けで行った別表1記載の申立人組合員に対する処分を撤回し、処分がなかったものとして取り扱わなければならない。
- 被申立人は、本命令受領後1週間以内に、下記内容の文書を申立人に交付しなければならない。

記

貴組合が平成2年3月19日から予定したストライキに際し、当社が組合役員の当社施設への立入りを拒否するなどして、組合員への指示伝達を困難にしたことは、今般千葉県地方労働委員会において、労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為であると認定されました。

よって、当社は、再びこのような行為を繰り返さないようにいたします。

平成 年 月 日

東日本旅客鉄道株式会社

千葉県地方労働委員会は、四月一六日、動労千葉が九〇年三月一八日から二日にかけて実施したストライキに対して、JRが、会社施設への立ち入り禁止や支部組合事務所をフエンスで囲うなど組合の指示伝達を妨害し、さらに「違法ストライキ」と称して本部執行委員及びストライキに参加者に出勤停止、減給、戒告、訓告などの処分を行

つたことが、正当なストライキへの支配介入であるとして救済申立てを行っていた「九〇・三ストライキ支配介入事件」に関して、左記の「主文」とおり勝利命令を交付した。動労千葉は、本件勝利命令の履行を直ちに求めるとともに、JRから不当労働行為を一掃するためにはさらに闘うものである。(詳細は追って掲載します)